特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
13	国民健康保険の給付に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
函館市は，国民健康保険の給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
北海道函館市長

公表日
令和7年4月16日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の給付に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づき，高額療養費，出産育児一時金，葬祭費，療養費の支給および限度額適用認定証，特定疾病受療証，高齢受給者証の発行，特定疾患・小児慢性疾患限度額データに関する事業を行っている。 特定個人情報ファイルについては，次の事務に使用している。 高額療養費，出産育児一時金，葬祭費，療養の支給に関する事務，限度額適用認定証，限度額適用認定・標準負担額減額認定証，特定疾病受療証の発行，特定疾患・小児慢性疾患限度額データの北海道への情報提供に関する事務，高額該当回数の引き継ぎ業務 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るためのオンライン資格確認等の事務
③システムの名称	団体内統合宛名システム　中間サーバ　国保標準システム（北海道クラウド）　国保総合システム　国保情報集約システム

2. 特定個人情報ファイル名
限度額適用認定証発行データファイル　限度額適用認定・標準負担減額認定証発行データファイル　特定疾患受療証発行データファイル　高齢受給者証発行データシステム　レセプトデータファイル　高額療養費支給関連データファイル　特定疾患・小児慢性疾患限度額データファイル　出産育児一時金支給データファイル　葬祭費支給データファイル　療養費支給データファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表44の項 国民健康保険法第113条の3第1項および第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1，2，3，6，13，16，42，48，56，65，69，83，87，115，125，131，158，161，173の項 （情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69，70，71の項 （オンライン資格確認等の事務） 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項および第2項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部文書法制課　函館市東雲町4番13号　0138-21-3649

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部国保年金課　函館市東雲町４番１３号　0138-21-3145

9. 規則第９条第２項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）　[　　]接続しない（提供）	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[○]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

	判断の根拠	市町村事務処理標準システム（業務システム）において，担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう，アクセス制限を実施している。また，統合宛名システムにおいても，各職員が閲覧等できる特定個人情報は，担当業務に必要な範囲に制限しており，担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから，目的を超えた紐付け，事務に必要のない情報との紐杖が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月29日	Ⅰ関連情報 1　特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法に基づき，高額療養費，出産育児一時金，葬祭費，療養費の支給および限度額適用認定証，特定疾病受療証，高齢受給者証の発行，特定疾患・小児慢性疾患限度額データーに関する事業を行っている。 特定個人情報ファイルについては，次の事務に使用している。 高額療養費，出産育児一時金，葬祭費，療養の支給に関する事務，限度額適用認定証，特定疾病受療証，高齢受給者証の発行，特定疾患・小児慢性疾患限度額データーの北海道への情報提供に関する事務	国民健康保険法に基づき，高額療養費，出産育児一時金，葬祭費，療養費の支給および限度額適用認定証，特定疾病受療証，高齢受給者証の発行，特定疾患・小児慢性疾患限度額データーに関する事業を行っている。 特定個人情報ファイルについては，次の事務に使用している。 高額療養費，出産育児一時金，葬祭費，療養の支給に関する事務，限度額適用認定証，限度額適用認定・標準負担額減額認定証，特定疾病受療証，高齢受給者証の発行，特定疾患・小児慢性疾患限度額データーの北海道への情報提供に関する事務，高額該当回数の引き継ぎ業務	事後	
平成29年8月29日	Ⅰ関連情報 1　特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム　団体内統合宛名システム　中間サーバ	国民健康保険システム　団体内統合宛名システム　中間サーバ　市町村事務処理標準システム　次期国保総合システム　国保情報集約システム	事後	
平成29年8月29日	Ⅰ関連情報 2　特定個人情報ファイル名	限度額適用認定証発行データファイル　特定疾病受療証発行データファイル　高齢受給者証発行データシステム　レセプトデータファイル　高額療養費支給関連データファイル　特定疾患・小児慢性疾患限度額データファイル　出産育児一時金支給データファイル　葬祭費支給データファイル　療養費支給データファイル	限度額適用認定証発行データファイル　限度額適用認定・標準負担額減額認定証発行データファイル　特定疾病受療証発行データファイル　高齢受給者証発行データシステム　レセプトデータファイル　高額療養費支給関連データファイル　特定疾患・小児慢性疾患限度額データファイル　出産育児一時金支給データファイル　葬祭費支給データファイル　療養費支給データファイル	事後	
平成29年8月29日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成２７年３月３１日時点	平成２９年６月３０日時点	事後	
平成29年8月29日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成２７年３月３１日時点	平成２９年６月３０日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月20日	Ⅰ1③システムの名称	国民健康保険システム　団体内統合宛名システム　中間サーバ　市町村事務処理標準システム　次期国保総合システム　国保情報集約システム	団体内統合宛名システム　中間サーバ　国保標準システム（北海道クラウド）　国保総合システム　国保情報集約システム　国保標準システム連携サーバ	事後	システム変更による
平成30年9月20日	Ⅰ5②所属長の役職名	国保年金課長　横田　吉辰	国保年金課長	事後	様式変更による
平成30年9月20日	Ⅱ1いつ時点の計数か	平成29年6月30日　時点	平成30年6月30日　時点	事後	確認時期の修正
平成30年9月20日	Ⅱ2いつ時点の計数か	平成29年6月30日　時点	平成30年6月30日　時点	事後	確認時期の修正
令和1年6月26日	Ⅱ1いつ時点の計数か	平成30年6月30日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	確認時期の修正
令和1年6月26日	Ⅱ2いつ時点の計数か	平成30年6月30日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	確認時期の修正
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策	（項目なし）	「Ⅳ リスク対策」に記載のとおり	事後	様式変更による
令和2年6月18日	Ⅰ1②事務の概要	国民健康保険法に基づき，高額療養費，出産育児一時金，葬祭費，療養費の支給および限度額適用認定証，特定疾病受療証，高齢受給者証の発行，特定疾患・小児慢性疾患限度額データに関する事業を行っている。 特定個人情報ファイルについては，次の事務に使用している。 高額療養費，出産育児一時金，葬祭費，療養の支給に関する事務，限度額適用認定証，限度額適用認定・標準負担額減額認定証，特定疾病受療証の発行，特定疾患・小児慢性疾患限度額データの北海道への情報提供に関する事務，高額該当回数の引き継ぎ業務	国民健康保険法に基づき，高額療養費，出産育児一時金，葬祭費，療養費の支給および限度額適用認定証，特定疾病受療証，高齢受給者証の発行，特定疾患・小児慢性疾患限度額データに関する事業を行っている。 特定個人情報ファイルについては，次の事務に使用している。 高額療養費，出産育児一時金，葬祭費，療養の支給に関する事務，限度額適用認定証，限度額適用認定・標準負担額減額認定証，特定疾病受療証の発行，特定疾患・小児慢性疾患限度額データの北海道への情報提供に関する事務，高額該当回数の引き継ぎ業務 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律によるオンライン資格確認等の準備事務	事前	オンライン資格確認システム稼働に向けた事前準備事務の追加に伴う変更
令和2年6月18日	Ⅰ1③システムの名称	団体内統合宛名システム　中間サーバ　国保標準システム（北海道クラウド）　国保総合システム　国保情報集約システム　国保標準システム連携サーバ	団体内統合宛名システム　中間サーバ　国保標準システム（北海道クラウド）　国保総合システム　国保情報集約システム　国保標準システム連携サーバ　オンライン資格確認等システム　医療保険者等向け中間サーバ等	事前	オンライン資格確認システム稼働に向けた事前準備事務の追加に伴う変更
令和2年6月18日	Ⅰ3法令上の根拠	番号法別表第1　30の項　番号法表別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第24条	番号法別表第1　30の項　番号法表別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第24条　国民健康保険法第113条の3第1項および第2項	事前	オンライン資格確認システム稼働に向けた事前準備事務の追加に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月18日	Ⅰ4②法令上の根拠	（情報提供の根拠）番号法別表第2　2，3，5，17，22，26，30，33，39，42，43，58，97，106の項　番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第2条第2号，第3号，第5号等　（情報照会の根拠）番号法別表第2　42，　43の項　番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第25条	（情報提供の根拠）番号法別表第2　2，3，5，17，22，26，30，33，39，42，43，58，97，106の項　番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第2条第2号，第3号，第5号等　（情報照会の根拠）番号法別表第2　42，　43の項　番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第25条　（オンライン資格確認等の準備事務）番号法附則第6条第4項　国民健康保険法第113条の3第1項および第2項	事前	オンライン資格確認システム稼働に向けた事前準備事務の追加に伴う変更
令和2年6月18日	Ⅱ1いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和2年6月18日	Ⅱ2いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和3年6月18日	Ⅱ1いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	
令和3年6月18日	Ⅱ2いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	
令和4年6月17日	Ⅰ3法令上の根拠	番号法別表第1　30の項 番号法表別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第24条 国民健康保険法第113条の3第1項および第2項	番号法別表第1　30の項 国民健康保険法第113条の3第1項および第2項	事後	番号法別表第1の事務に係る主務省令の名称および条項の記載が不要となったことによる変更
令和4年6月17日	Ⅰ4②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法別表第2　2，3，5，17，22，26，30，33，39，42，43，58，97，106の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第2条第2号，第3号，第5号等 （情報照会の根拠） 番号法別表第2　42，　43の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第25条 （オンライン資格確認等の準備事務） 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項および第2項	（情報提供の根拠） 番号法別表第2　2，3，5，17，22，26，30，33，39，42，43，58，97，106の項 （情報照会の根拠） 番号法別表第2　42，　43の項 （オンライン資格確認等の準備事務） 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項および第2項	事後	番号法別表第2の事務に係る主務省令の名称および条項の記載が不要となったことによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月17日	Ⅱ１いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ２いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和5年6月16日	Ⅱ１いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和5年6月16日	Ⅱ２いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和6年7月2日	Ⅱ１いつ時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	
令和6年7月2日	Ⅱ２いつ時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	
令和7年4月16日	Ⅰ１②事務の概要	国民健康保険法に基づき，高額療養費，出産育児一時金，葬祭費，療養費の支給および限度額適用認定証，特定疾病受療証，高齢受給者証の発行，特定疾患・小児慢性疾患限度額データに関する事業を行っている。 特定個人情報ファイルについては，次の事務に使用している。 高額療養費，出産育児一時金，葬祭費，療養の支給に関する事務，限度額適用認定証，限度額適用認定・標準負担額減額認定証，特定疾病受療証の発行，特定疾患・小児慢性疾患限度額データの北海道への情報提供に関する事務，高額該当回数の引き継ぎ業務 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律によるオンライン資格確認等の準備事務	国民健康保険法に基づき，高額療養費，出産育児一時金，葬祭費，療養費の支給および限度額適用認定証，特定疾病受療証，高齢受給者証の発行，特定疾患・小児慢性疾患限度額データに関する事業を行っている。 特定個人情報ファイルについては，次の事務に使用している。 高額療養費，出産育児一時金，葬祭費，療養の支給に関する事務，限度額適用認定証，限度額適用認定・標準負担額減額認定証，特定疾病受療証の発行，特定疾患・小児慢性疾患限度額データの北海道への情報提供に関する事務，高額該当回数の引き継ぎ業務 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るためのオンライン資格確認等の事務	事後	オンライン資格確認システム稼働に向けた事前準備事務の終了に伴う変更
令和7年4月16日	Ⅰ１③システムの名称	団体内統合宛名システム　中間サーバ　国保標準システム（北海道クラウド）　国保総合システム　国保情報集約システム　国保標準システム連携サーバ　医療保険者等向け中間サーバ等	団体内統合宛名システム　中間サーバ　国保標準システム（北海道クラウド）　国保総合システム　国保情報集約システム	事後	オンライン資格確認システム稼働に向けた事前準備事務の終了に伴う変更
令和7年4月16日	Ⅰ３法令上の根拠	番号法別表第１　30の項 国民健康保険法第113条の3第1項および第2項	番号法第9条第1項別表44の項 国民健康保険法第113条の3第1項および第2項	事後	番号法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月16日	Ⅰ4②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法別表第２　2，3，5，17，22，26，30，33，39，42，43，58，97，106の項 （情報照会の根拠） 番号法別表第２　42，　43の項 （オンライン資格確認等の準備事務） 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項および第2項	（情報提供の根拠） 　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1，2，3，6，13，16，42，48，56，65，69，83，87，115，125，131，158，161，173の項 （情報照会の根拠） 　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69，70，71の項 （オンライン資格確認等の事務） 　番号法附則第6条第4項 　国民健康保険法第113条の3第1項および第2項	事後	番号法の改正および見直しによる修正 オンライン資格確認システム稼働に向けた事前準備事務の終了に伴う変更
令和7年4月16日	Ⅰ9規則第9条第2項の適用	（項目なし）	[　]適用した	事後	様式変更による
令和7年4月16日	Ⅳ 8人手を介在させる作業	（項目なし）	[○]人手を介在させる作業はない	事後	様式変更による
令和7年4月16日	Ⅳ 11最も優先度が高いと考えられる対策	（項目なし）	「Ⅳ 11最も優先度が高いと考えられる対策」に記載のとおり	事後	様式変更による